

口座振替に関する取扱規程（トラノコ）

（規程の趣旨）

第1条 この規程は、お客様と当社との間の口座振替に関する取決めです。

（「口座振替」）

第2条 口座振替とは、お客様の投資信託の購入代金等、お客様が当社にご入金もしくはお支払いする金銭（以下、この規程において「金銭」といいます。）を、口座振替により行う方法をいいます。

- 2 お客様は、当社への金銭のご入金もしくはお支払いについては、当社所定の方法により、あらかじめお引落しを行う金融機関口座（以下、「引落口座」といいます。）をご登録することにより、毎月当社があらかじめ指定する日（休業日の場合は、翌営業日。以下「指定日」または「引落日」といいます。）に、自動引落しにより行うものとします。
- 3 金融機関への口座振替に係る事務については、当社が指定する決済代行会社に委託します。
- 4 引落口座の残高が、引落すべき金銭の金額に満たない場合には、引落しを行いません。
- 5 引落口座の名義は、当社における「トラノコ総合取引口座」の名義と同一とさせていただきます。
- 6 引落口座からの引落しに係る手数料は、当社が負担いたします。
- 7 引落口座は、金銭の振込先の指定に関する規程（トラノコ）に基づきご登録いただく振込先指定口座と同一の口座としていただきます。

（引落しの開始）

第3条 原則として、金融機関に引落口座のご登録の完了後以降の指定日において引落しを開始します。ただし、引落口座の金融機関によっては、金融機関へのご登録完了後から引落しが開始されるまで一定期間が必要となる場合があります。

（引落しの中止およびサービス利用の制限）

- 第4条 当社は、お客様の引落口座からの引落しが出来なかった場合は、本規程に従った引落しの取扱いを中止いたします。
- 2 前項により引落しの取扱いが中止となった場合は、投資信託の購入等、当社サービスの一部の利用ができなくなるものとします。
 - 3 前項のサービス利用の制限は、トラノコ取引取扱規程第10条第1項に規定される次回の基準期間終了日に解除されるものとします。ただし、当社が制限の解除が不相当と認める場合には、解除されないことがあります。

（「引落口座」の変更・解約）

- 第5条 引落口座の変更および解約については、当社における所定の方法により行うものとします。なお、引落口座のご変更をされた場合は、金銭の振込先の指定に関する規程（トラノコ）に基づきご登録いただいた振込先指定口座も同様の口座に変更させていただきます。
- 2 お客様がトラノコ総合取引を解約された場合は、当社は、直ちに引落しの取扱いを終了します。
 - 3 お客様が、トラノコ総合取引の継続されたまま引落口座の解約を行った場合は、投資信託の購入等、当社サービスの一部の利用ができなくなるものとします。

以上